

令和6年度 静岡県住家被害認定調査研修講師業務委託契約書

令和6年度 静岡県住家被害認定調査研修講師業務について、静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和6年度 静岡県住家被害認定調査研修講師業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「業務」という。）を乙に依頼し、乙は、これを受託する。

（業務期間）

第2条 この業務期間は、令和6年5月 日から令和6年7月31日までの間とする。

（業務費用）

第3条 甲は、乙に対し業務を処理するための費用（以下「業務費用」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務費用に110分の10を乗じて得た額とする。

（支払方法）

第4条 乙は、第7条の承認を受けた後に業務費用を請求するものとし、甲は、この適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

（業務実施計画書の提出）

第5条 乙は、この契約の締結後7日以内に要領に定める業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により、乙から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めたときは、乙に指示してそれを変更又は修正させることができる。この場合、乙はその指示に従わなければならない。

（処理状況の報告）

第6条 甲は、必要があると認めたときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は、自らその状況を調査することができる。

（業務終了報告書の提出）

第7条 乙は、業務終了後、速やかに要領に定める業務終了報告書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（契約の変更）

第8条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、第三者に対し、業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第10条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が業務期間内に業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者

をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により3月の予告期間をもって、この契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により、損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、業務を遂行するに当たり、相手方から秘密である旨を指定され提供された情報及び相手方の技術上、営業上その他の秘密情報(以下「秘密情報」という。)を秘密に保持する。ただし、甲及び乙が秘密情報として扱わない旨を別途合意した情報並びに以下の各号の情報については、秘密情報としない。

(1) 相手方から開示された時点で、既に公知であった情報

(2) 相手方から開示された時点で、既に保有していた情報

(3) 情報を受領した側の責めに帰することのできない事由により、公知になった情報

(4) 相手方から開示された秘密情報によらず、独自に開発した情報

(5) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

2 甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意を得ることなく秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、法律又は裁判所若しくは政府機関の命令による場合を除く。

3 甲及び乙は、相手方の書面による同意がない限り、秘密情報を契約業務以外の目的に利用しないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、滅失、毀損等の事故を防止しなければならない。

5 甲及び乙は、秘密情報の全部又は一部を相手方の書面による許可なく複製・複写してはならない。

6 甲及び乙は、契約業務終了後、相手方が請求したときは、秘密情報を速やかに相手方に返却し、又は、廃棄して相手方に通知しなければならない。

7 本条に定める内容は、業務終了後においても当事者はこれを遵守する。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙のいずれか一方が、自己の責に帰すべき事由で相手方に損害を発生させた場合には、第3条に定める契約金額の範囲内でその損害を償わなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による業務を遂行するに当たり、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第15条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第16条 甲及び乙は、互いに信義をもって誠実に業務契約を履行するものとする。

なお、この契約書に定めるもののほか必要な事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和6年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川 勝 平 太

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(秘密保持)

第3条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第4条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に
対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第6条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を
達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の
目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を
複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第9条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録
された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当
該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受
領書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に
届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あ
らかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とす
る。

6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着
用させて業務に従事させなければならない。

7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」とい
う。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出し
てはならない。

8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等
を持ち込んで使用してはならない。

9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある
業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しな
ければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管
しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護
措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアッ
プデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければなら
ない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃
棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第10条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得し
た個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければ
ならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復
元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第12条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第14条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。